

令和 7 年度 事務事業及び予算の執行実績

静 岡 県 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー

所在地 静岡市駿河区有明町 2 番 20 号

電 話 0 5 4 (2 8 6) 9 2 0 6

F A X 0 5 4 (2 8 6) 9 1 8 5

余
白

目 次

事務事業の概要 (様式第 1 号-3)

1 概況.....	1
管内図.....	3
組織図.....	4
2 総務班の業務.....	5
3 女性相談支援センターの業務	
(1)相談・援助.....	6
(2)女性相談支援員.....	7
(3)一時保護.....	9
(4)女性自立支援施設への入所.....	11
(5)研修業務、関係機関との連携.....	12
(6)配偶者からの暴力被害者への対応.....	14
事業の根拠法令調 (様式第 1 号-4)	16
職員配置調 (様式第 3 号)	17
歳入予算執行状況調 (様式第 5 号)	18
保管現金有高調 (様式第 7 号-2).....	22
預金調 (様式第 7 号-3)	23
郵券等受払調 (様式第 7 号-4)	24
歳出予算執行状況調 (様式第 10 号)	26
委託料等歳出予算執行状況節別集計表 (様式第 10 号-3)	32
委託料に関する調 (様式第 11 号)	34
負担金支出調 (様式第 13 号)	36
公有財産調 (様式第 22 号)	37
借地借家等調 (様式第 26 号).....	38
備品・図書調 (様式第 29 号)	40
主要備品調 (様式第 29 号-2)	42
公務中の事故等に関する調 (様式第 33 号)	44
前回の監査結果等改善状況調 (様式第 35 号)	45

余
白

事務事業の概要

1 概況

(1) 沿革

- 昭和31年 5月24日 売春防止法公布
- 昭和32年 4月 1日 売春防止法施行
静岡県婦人相談所開設（沼津県税事務所の一部を借受け相談業務開始）
- 昭和33年 5月12日 婦人相談所を新築移転（沼津市大岡字笹原）
一時保護所を併設（定員20名）
- 昭和46年 4月 1日 機構改革により婦人相談所を中部福祉事務所（婦人相談課）に統合移転（静岡市曲金）
一時保護所を婦人保護施設「清流荘」内に移転、定員を10名に変更
- 昭和51年 4月 1日 機構改革により中部福祉事務所を中部民生事務所に名称変更
- 昭和54年 4月 1日 機構改革により婦人相談課を福祉課に統合
- 昭和57年 7月27日 中部民生事務所を新築移転（静岡市有明町 静岡県静岡総合庁舎別館）
- 昭和59年 4月 1日 機構改革により福祉課を地域福祉課に名称変更
- 平成10年 4月 1日 機構改革（保健所と民生事務所の再編）により婦人相談所がこころと体の相談センター（相談スタッフ）の所管に変更
- 平成12年 4月 1日 機構改革により婦人相談所を女性相談センターに名称変更
- 平成13年 4月13日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布
- 平成13年10月13日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行
- 平成14年 4月 1日 配偶者暴力相談支援センターの指定により機能開始
- 平成17年 4月 1日 機構改革によりこころと体の相談センターをこども家庭相談センターに名称変更
- 平成18年 3月 静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（計画期間：平成18年～20年度）策定

平成 18 年 7 月 1 日	一時保護所を移転改築、定員を 30 名に変更
平成 21 年 3 月	静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第二次基本計画（計画期間：平成 21 年～25 年度）策定
平成 25 年 4 月 1 日	組織改編によりこども家庭相談センターを廃止し、女性相談センターを設置
平成 25 年 7 月 3 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に名称変更
平成 26 年 3 月	静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第三次基本計画（計画期間：平成 26 年～29 年度）策定
平成 30 年 3 月	静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第四次基本計画（計画期間：2018 年～2021 年度）策定
令和 4 年 3 月	静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第五次基本計画（計画期間：2022 年～2025 年度）策定
令和 4 年 5 月 25 日	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律公布
令和 6 年 3 月	困難な問題を抱える女性支援計画（計画期間令和 6 年度～令和 10 年度）策定
令和 6 年 4 月 1 日	機構改革により女性相談センターを女性相談支援センターに名称変更
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行

（２）所管区域 〈令和 7 年 4 月 1 日現在〉

女性相談支援センターは県内全域が所管区域である。

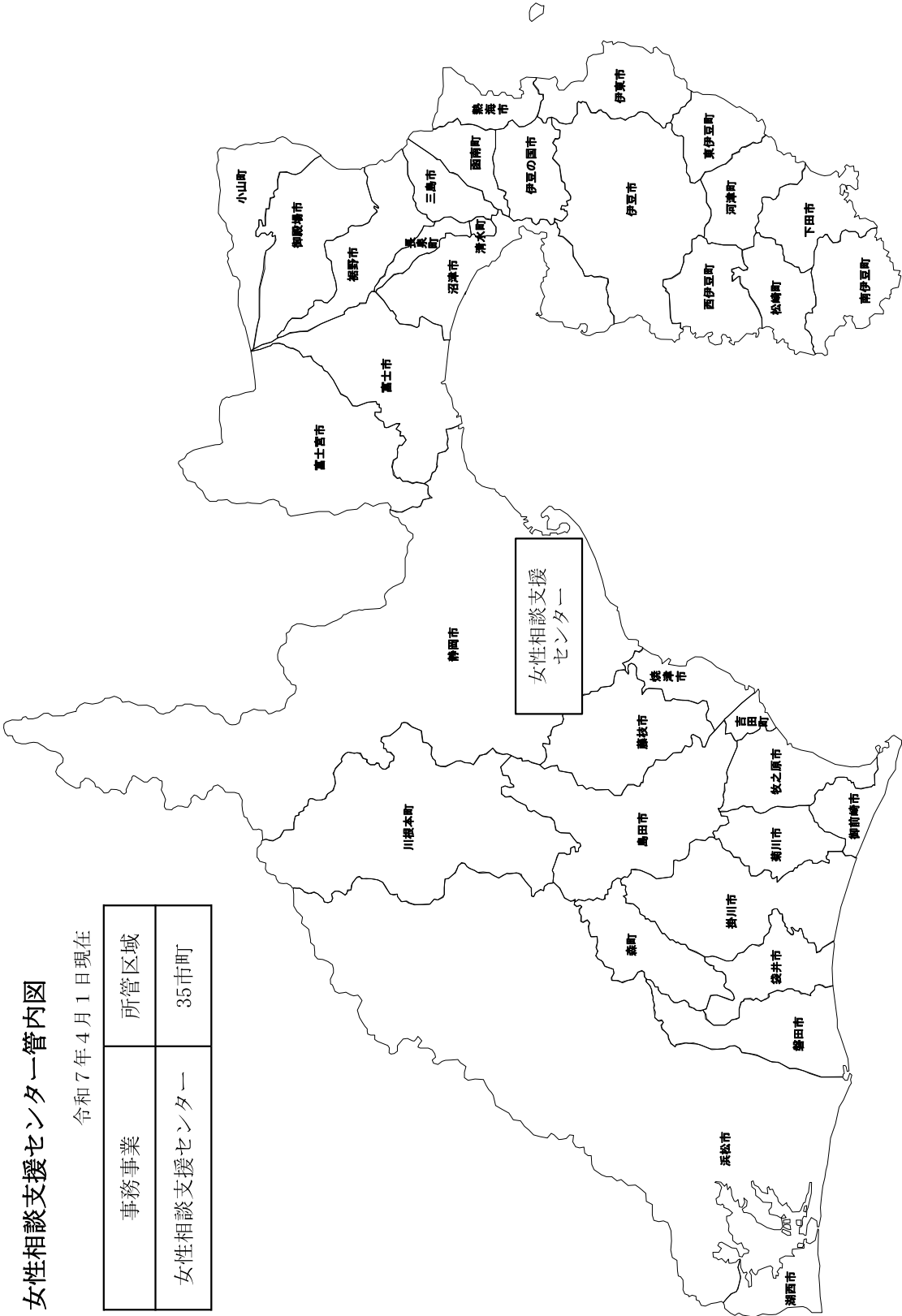
（３）組織及び所掌事務

所長、次長のもとに総務班、女性相談班が置かれ、女性に関する総合的な相談と配偶者暴力被害者に関する相談・指導等の業務を所掌している。（設置根拠：売春防止法第 34 条（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 9 条））

女性相談支援センター管内図

令和7年4月1日現在

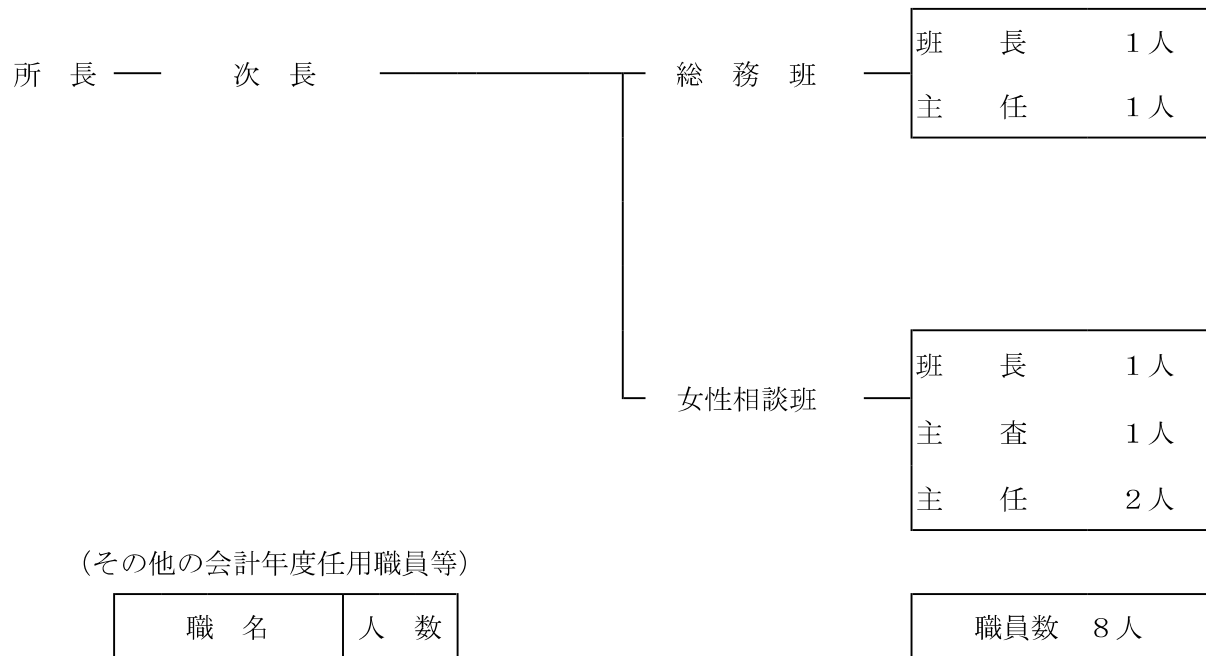
事務事業	所管区域
女性相談支援センター	35市町



静岡県女性相談支援センター

組 織 図

(令和7年4月1日現在)



※ 次長及び総務班の2人は、女性相談支援センターを本務とし精神保健福祉センターを兼務している。

2 総務班の業務

(1) 管理業務

ア 職員の資質向上

福祉行政の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国、県等の実施する研修会、講習会等に職員を積極的に参加させるとともに、職場研修等の実施によって実務処理能力の向上に努めた。また、職務上必要な知識習得についても積極的に機会を与え、専門的知識の向上を図った。

イ 職員の健康管理

県の実施する各種健康診断の受診率向上に努め、疾病の早期発見、早期治療について指導するとともに、職員の自主的な健康管理意識の高揚を図った。

ウ 交通安全対策

所内会議等を通じ、安全運転の徹底・飲酒運転撲滅等について注意喚起した。

また、公用車の運転に際しては、乗車前のアルコールチェックや運行前後の点検を励行させ、安全運転の確保と事故防止に努めた。

エ 予算経理

予算執行に当たっては、効率的な執行による経費節減に努めるほか、事例資料を基にした所内研修等の実施により、会計事務の適正化を図っている。

(2) 災害関係事務

ア 体制づくり

災害時における職員の動員、業務分担及び連絡系統を明確にした「災害対策マニュアル」を作成した。限られた人員による一時保護所の運営など、実践に即した防災体制づくりについて改善を進めている。

3 女性相談支援センターの業務

(1) 相談・援助

女性相談支援センターは、「婦人相談所」として婦人保護事業を実施してきた。婦人保護事業とは、「売春防止法」に基づき、性向又は環境からみて売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落の未然防止と保護更生を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき配偶者等からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導、援助、一時保護及び収容保護を行うものであるが、近年の傾向としては、夫等の暴力(DV)の相談が約半数を占めている状況である。

平成14年度からは、女性相談支援センターは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たしている。

また、令和4年に策定された「人身取引対策行動計画2022」により、人身取引被害者の一時保護も行っている。

さらに、令和5年に法律改正された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」第9条において、国及び地方公共団体は女性相談支援センターその他適切な施設による被害者支援に努めなければならないとされている。

なお、近年の多様化、複雑化する支援ニーズに対応するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に成立し、令和6年4月1日に施行された。これにより、当センターは法令上の名称が「婦人相談所」から「女性相談支援センター」に変更になったことに合わせ「女性相談支援センター」に改称し、「婦人保護事業」から、女性の福祉・人権の尊重や擁護・男女平等を基本理念とした「女性支援事業」を実施している。

(2) 女性相談支援員

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 11 条の規定により、県は女性相談支援員を置くこととされており、女性相談支援センター、賀茂、東部、中部、西部の各健康福祉センターに 1 人ずつの計 5 人配置している。

また、任意設置である市では、18 市(静岡、浜松、沼津、熱海、伊東、三島、伊豆、伊豆の国、御殿場、富士宮、富士、島田、焼津、藤枝、牧之原、御前崎、磐田、湖西)(令和 6 年 4 月 1 日からは下田市、菊川市が加わり 20 市)が福祉事務所に女性相談支援員を配置している。

なお、女性相談支援センターには 3 人の電話相談員を配置して電話相談「DV 相談ダイヤル及び女性相談」(年末年始・祝祭日を除く毎日 9 時から 20 時まで)を実施し、相談を受けている。

女性相談支援員等相談件数の推移

(単位：件)

区分	受付件数	内訳		相談延件数	内訳	
		面接相談	電話相談等		面接相談	電話相談等
4 年度	1, 198	108	1, 090	2, 877	991	1, 886
5 年度	1, 087	154	933	3, 531	1, 549	1, 982
6 年度 (2 月末)	1, 275	134	1, 141	3, 979	1, 346	2, 633

※女性相談支援センター(「DV 相談ダイヤル」を含む。)及び賀茂、東部、中部、西部の各健康福祉センターで受け付けたものの合計

主訴別受付状況及び処理状況の経緯

(単位：件)

主訴別受付状況						処理状況			
年 度			4年度	5年度	6年度 (2月末)	年度	4年度	5年度	6年度 (2月末)
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	359	355	395	婦人保護施設入所	4	7	7
		酒乱・薬物中毒	0	2	2	就職・自営	1	1	0
		離婚問題	37	44	44	結婚	0	0	0
		その他（夫等）	31	25	40	家庭へ送還	5	8	5
	子 ど も	子どもの暴力	12	21	10	福祉へ移送	0	0	0
		養育困難	0	1	4	女相へ移送	3	2	4
		その他（子ども）	40	39	67	他府県の女相談へ 移送			
	親の暴力	39	19	38	0		0	0	
	親 族	その他の親族の暴力	12	10	6	他の機関施設へ移送	3	8	3
		その他（親族）	42	45	47	助言・指導のみ	1,150	1,017	1,211
		交際相手の暴力	42	39	36	その他	36	42	43
	交 際 相 手	同性の交際相手の暴力	1	0	0				
		その他	7	6	14	計	1,202	1,085	1,273
		そ の 他	その他の者の暴力	19	11	11			
	男女問題		4	4	4	指導延べ件数	2,877	3,531	3,979
	家庭不和		57	82	87	一時保護件数	41	62	44
	その他		112	114	170				
	経 済 関 係	生活困窮	3	9	6				
		借金・サラ金	2	1	1				
		求職	3	2	3				
その他		13	27	21					
医 療 関 係	病気	48	94	144					
	精神的問題	266	62	82					
	妊娠・出産	3	2	4					
	その他	7	6	2					
そ の 他	住居問題	7	8	7					
	帰住先なし	30	49	26					
	不純異性交遊	0	0	1					
	売春強要	1	0	0					
	ヒモ・暴力団関係	0	0	0					
	5条違反	0	0	0					
	人身売買	0	0	0					
	ストーカー	1	10	3					
	計	1,198	1,087	1,275					

(3) 一時保護

緊急を要する場合、又は自立のために一時的に保護が必要な場合に、本人の意思に基づき、本人及び同伴する家族について、夜間・休日を問わず一時保護を行っている。

一時保護期間は2週間を目安としているが、入所者の状況により弾力的に対応している。

一時保護所には心理ケア員、保育士、看護師、学習指導員を各1人、生活指導員を2人、宿日直員を4人(交代勤務のため1日1人)配置し、女性相談支援センターのケースワーカーとともに、一時保護女性の心理ケア、同伴児童の保育及び学習、自立に向けた援助等を行っている。

一時保護状況

(単位：人)

区分	保護対象者	同伴児	内 訳			DVの構成比
			乳児	幼児	児童	
4年度	41(29)	42(36)	2(2)	13(10)	27(24)	70.7%
5年度	62(40)	44(36)	2(1)	23(21)	19(14)	64.5%
6年度 (2月末)	44(35)	52(48)	7(6)	23(20)	22(22)	79.5%

※ () 内はDV被害者再掲

また、一時保護の受入体制を強化するため、平成18年7月に一時保護所を改築し、定員増(10→30人)としたほか、様々なケースに対応するため一時保護委託先を確保している。

現在、一時保護委託先として県内11箇所の施設と委託契約を結んでおり、内訳は、母子生活支援施設3、障害者支援施設2、児童養護施設1、救護施設1、女性自立支援施設1、民間シェルター3である。

なお、民間シェルターとは、女性が同伴する家族とともに緊急一時的に避難できる民間団体によって運営されている施設であり、女性相談支援センターと連携して様々な援助を行っている。

一時保護委託状況

(単位：人)

区分	保護対象者	同伴児	内 訳					DVの構成比
			乳児	幼児	小学生	中学生	義務教育終了児	
4年度	7	6	0	3	2	1	0	42.9%
5年度	16	9	1	3	5	0	0	50.0%
6年度 (2月末)	14	19	4	9	3	1	2	78.6%

一時保護主訴別受付状況（入所理由）及び処理状況（退所理由）の経緯

（単位：件）

主訴（入所理由）				処理状況（退所理由）			
区分 \ 年度	4年度	5年度	6年度 (2月末)	区分 \ 年度	4年度	5年度	6年度 (2月末)
夫等の暴力 *1	27	40	35	女性自立支援施設	4	7	7
子どもの暴力	2	4	1	賃貸物件	19(6)	22(1)	14(2)
親の暴力	4	2	3	住み込み就労	1	1	0
その他の親族の暴力	0	1	0	自宅（加害者不在）	2	1	0
その他の者の暴力	0	1	2	自宅（加害者在）	3	2	1
交際相手の暴力 *2	2	0	0	親族宅	0	7	4
ストーカー行為	0	2	0	母子生活支援施設	10	10(1)	13(2)
同性の交際相手からの暴力*2	0	0	0	他の社会福祉施設	2	6	2
家庭不和	0	0	0	その他	4	4	3
男女問題	0	0	0	保護継続	2	4	4
精神的問題	0	0	0				
帰住先なし	6	12	3				
5条違反	0	0	0				
売春強要	0	0	0				
ヒモ・暴力団関係	0	0	0				
人身取引	0	0	0				
その他	0	0	0				
計	41	62	44	計	47(6)	64(2)	48(4)

*1 内縁関係、同居する交際相手を含む

*（ ）内は昨年度から保護を継続した

*2 同居する交際相手は含まない

ケースを内数で示している

【評価・課題及び改善】

一時保護所に入所したケースについては、毎週定例のケース検討会議を開催し、自立に向けた支援の方針を確認するとともに、職員間のケースワークに関する知識の共有と質の向上を図っている。

外国人の一時保護所利用者については、「ひらがな」「英語」「ポルトガル語」「スペイン語」「タガログ語」の一時保護所のしおり(きまり)を作成し、利便性の向上を図っている。

一時保護所のスタッフに対しては、嘱託医に参加していただき、精神障害、知的障害などの対応について学ぶ機会を設けている。

一時保護委託先へは、毎年度訪問調査を行い、施設や設備等の状況を確認し、適切な委託先及び委託環境の維持に努めている。

また、一時保護委託先の有効利用を図るため委託機関を集めて一時保護委託に係る意見交換会を開催し、意見を集約し、施策への反映に努めている。

(4) 女性自立支援施設への入所

一時保護を実施した女性のうち、心身の健康の回復を図るための援助が必要な者については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条の規定により県が設置した女性自立支援施設「清流荘」(指定管理者:社会福祉法人葵寮)へ入所決定し、生活及び自立のための訓練・指導を行い社会復帰への援助を行っている。

なお、長期支援が必要であった者については、長期入所施設「かにた婦人の村」(社会福祉法人「ベテスダ奉仕女母の家」千葉県館山市)へ入所していたが、死亡(H30.6.25)により退所した。

女性自立支援施設への入所状況

(単位:件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (2月末)
清 流 荘	5(1)	7(0)	8(1)
かにた婦人の村	—	—	—

※()は前年度からの継続ケースを内数で示している。

【評価・課題及び改善】

一時保護所に入所した者のうち、保護期間が長期に及ぶと考えられ、心身の回復、生活支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所を決定する。

女性自立支援施設に入所したケースについては、内職や外勤の就労支援、健康管理、家事能力の育成、金銭管理や債務整理等の生活指導を行うとともに、福祉事務所等関係機関との連携や毎月定例の検討会議を開催し、自立に向けた支援の方向を確認している。退所に当たっては、支援者が集まりケース会議を行っている。

なお、長期入所施設へは平成30年度までは毎年訪問し、入所者の状況を実地に確認していた。

(5) 研修業務、関係機関との連携

事業の円滑な実施のため、女性相談支援員及び女性相談担当職員等を対象に研修を主催している。

また、相談者の適切な支援には、様々な機関の密接な連携が必要なため、関係機関連絡会議等に参加して、他機関との連携が円滑に進むよう努めている。

○女性相談支援センター主催の研修

(令和6年度)

名称	開催日	会場	参加人数	主な内容
第1回 女性相談支援担当職員等研修会	4月11日	静岡総合庁舎	57名	・ 困難女性支援法と県計画の概要 ・ 女性相談支援事業 ・ 一時保護手順、相談機関の役割 ・ DV防止法の概要、保護命令 ・ 証明書交付事務 ・ DVの基礎知識と対応上の留意点 ・ 統計処理
困難女性支援・DV 相談担当者研修会	5月31日 6月7日 6月17日 6月21日	中遠総合庁舎 東部総合庁舎 藤枝総合庁舎 下田総合庁舎	44名 38名 40名 15名	・ 困難な問題を抱える女性支援計画 ・ 警察における支援体制 ・ 「あざれあ」におけるDV対応状況 ・ 県性暴力被害者支援センターSORAの運営 ・ 意見交換（事例検討） ・ DV相談対応の留意点
第2回 女性相談支援担当職員等研修会	12月20日	静岡総合庁舎	60名	・ 講義及び質疑応答 演題：精神的暴力（DV）と家庭内の性暴力 講師：日本公認心理師協会会長 信田さよ子氏
第3回 女性相談支援担当職員等研修会	2月21日	静岡総合庁舎	54名	・ 講義及び質疑応答 演題：DV防止法に基づく保護命令制度 講師：静岡地方裁判所民事第1部 主任書記官 栗田賢一氏

○関係機関連絡会議への参加

(令和6年度)

名称	開催日 (通知日)	会場	主催
静岡県犯罪被害者支援連絡協議会	5月28日 1月24日	静岡県庁	静岡県犯罪被害者支援 連絡協議会
富士宮市DV防止連絡会	6月5日	富士宮市役所	富士宮市福祉総合相談 課
静岡県電話相談機関連絡協議会	7月10日	オンライン (静岡総合庁舎)	静岡県電話相談機関 連絡協議会
三島市要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)	8月22日	三島市役所	三島市こども未来課
静岡県DV防止西部地域ネットワー ク会議	10月24日	中遠総合庁舎	静岡県西部健康福祉セ ンター福祉課
静岡県DV防止東部地域ネットワー ク委員会	11月1日	東部総合庁舎	静岡県東部健康福祉セ ンター福祉課
静岡県DV防止中部地域ネットワー ク会議	11月6日	藤枝総合庁舎	静岡県中部健康福祉セ ンター福祉課
静岡県配偶者暴力相談支援センター 連絡会議	12月13日	静岡総合庁舎	静岡県女性相談支援セン ター
静岡県子どもと家庭を守るネットワ ーク要保護児童対策部会	1月10日	書面開催	静岡県こども家庭課
静岡県子どもと家庭を守るネットワ ークDV防止部会	3月13日	静岡県庁	静岡県こども家庭課

○講師派遣

(令和6年度)

名称	開催日	会場	主な内容
法テラス第2回関東 Bブロック常勤弁護 士業務研修	11月8日	パルシェ会議室	DV離婚事件での対応方法及び弁護士 との連携
日本司法支援センタ ー静岡地方事務所静 岡地方協議会	1月29日	法テラス地方事 務所(オンライン 形式)	女性支援と法テラスの活用について

【評価・課題及び改善】

事業推進の中核となる女性相談支援員を対象とした研修会では、日本公認心理師協会会長や静岡地方裁判所書記官を講師に招き、精神的な暴力を受けた者への対応や保護命令制度について学ぶほか、事例検討や意見交換を通じ、知識習得の機会を提供するほか、女性相談支援員同士の連携の強化を図った。

(6) 配偶者からの暴力被害者への対応

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、平成14年4月1日から女性相談支援センターが「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たしている。配偶者暴力相談支援センターの主な業務は、相談及び一時保護、保護命令制度の利用についての支援、自立して生活することへの支援、関係機関との連絡調整などの援助である。

○相談受付状況

(単位：件)

区分	夫等の暴力及び交際相手からの暴力の相談件数	
		うち夫等の暴力により一時保護した件数(構成比)
4年度	424	29(6.8%)
5年度	419	40(9.5%)
6年度 (2月末)	641	35(5.5%)

○保護命令申し立て支援件数

(単位：件)

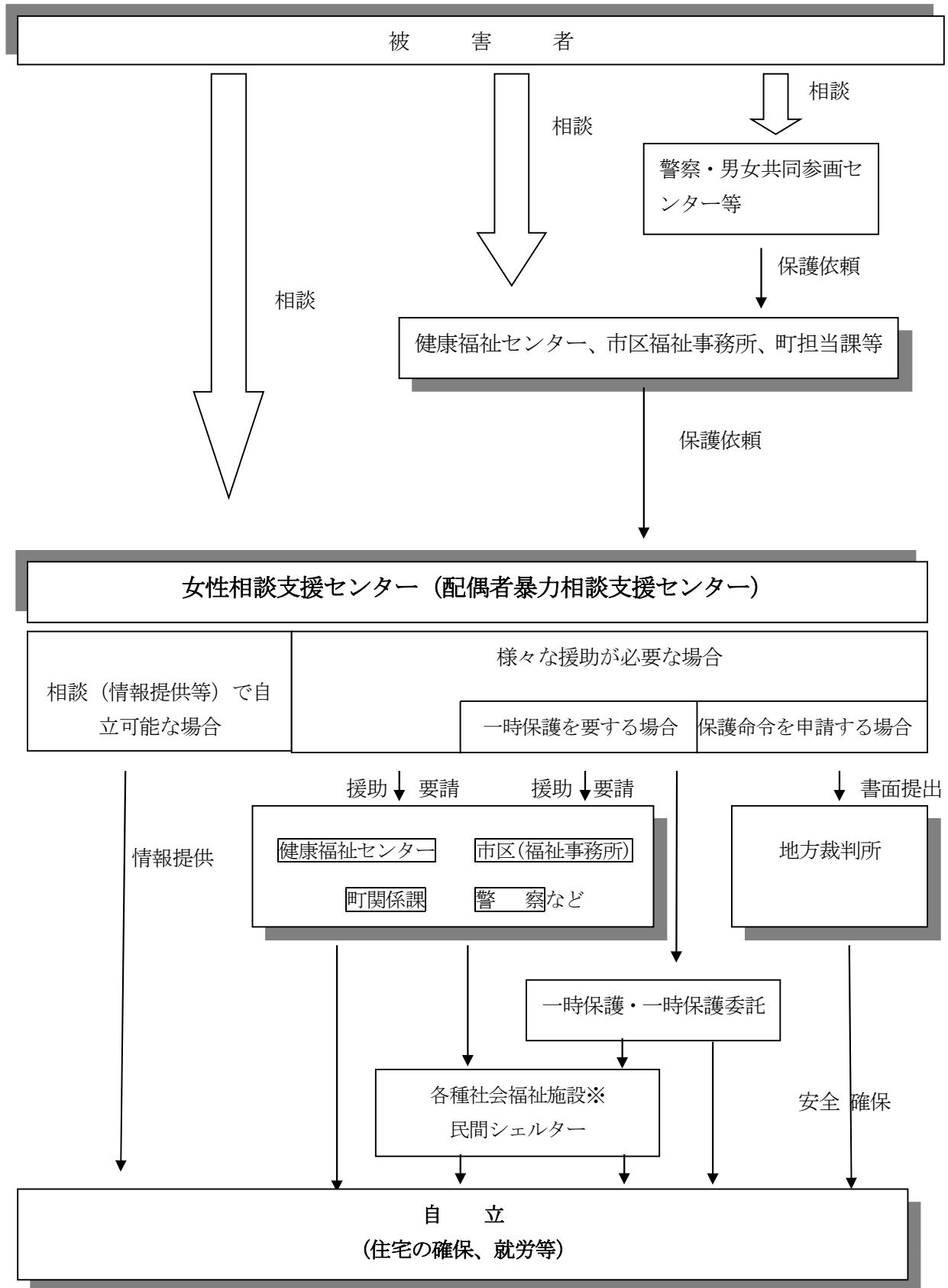
区分	書面提出件数	発 令					却下	取下
		接近禁止			退去	電話		
		本人	子	親族				
4年度	1	1	1	0	0	1	0	0
5年度	0	0	0	0	0	0	0	0
6年度 (2月末)	3	3	3	3	1	3	0	1

【評価・課題及び改善】

機関相互の情報交換を通じ、支援の実情や課題について把握し、その対応等について意見交換や協議を行い、今後のより良い支援に役立てるため、県内に設置されている4つの配偶者暴力相談支援センター(静岡市、浜松市、富士市、県)の連絡会議を主催している。

また、DV防止法に基づく地方裁判所への保護命令申し立てについては、保護命令の発令によって、被害者の自立に際し安全で安心した生活を送るための有効な手段のひとつとして、今後も積極的な支援を継続していく。

<DV被害者相談対応の流れ>



※母子生活支援施設・女性自立支援施設・知的障害者施設・精神障害者施設・高齢者施設等

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令等
(総務班) ・ 職員の健康管理	・ 静岡県職員安全衛生管理規程
(女性相談班) ・ 女性相談支援センター運営業務 ・ 女性支援事業	・ 売春防止法（第34条、第35条、第36条）（令和5年度まで） ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第3条、第4条、第5条） ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（第8条、第9条） ・ 人身取引対策行動計画 ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（第9条、第11条、第12条）

職 員 配 置 調

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分		総務班	女性相談班	計
所在地		静岡市駿河区有明町 2 - 2 0		
担当区域		35市町		
配 置	職員(事)	(1) 3	4	(1) 7
	職員(技)	1		(0) 1
	会計年度任用職員 (女性相談受付状況の取りまとめ)		(1)	(1) 0
	会計年度任用職員 (DV相談ダイヤルの電話相談)		(3)	(3) 0
	会計年度任用職員 (同伴乳幼児の保育)		(1)	(1) 0
	会計年度任用職員 (同伴学齢児の学習指導)		(1)	(1) 0
	会計年度任用職員 (保護女性等の健康管理)		(1)	(1) 0
	会計年度任用職員 (保護女性等の心理ケア)		(1)	(1) 0
	会計年度任用職員 (保護女性の生活指導)		(2)	(2) 0
	会計年度任用職員 (一時保護所の宿日直)		(4)	(4) 0
	計	(1) 4	(14) 4	(15) 8

※ () は、会計年度任用職員15人で外数

様式第 5 号

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
款 14 諸収入	円	円	円
項 07 雑入	1,792,466	1,792,466	0
目 02 雑入	1,792,466	1,792,466	0
81 保険料負担金	1,792,466	1,792,466	0
非常勤職員	1,746,571	1,746,571	0
84 雑収	1,746,571	1,746,571	0
	45,895	45,895	0
計	1,792,466	1,792,466	0

執 行 状 況 調

(令和 5年度)
(令和 6年 5月31日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

様式第 5 号

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 14諸収入	2,058,003	2,058,003	0
項 07雑入	2,058,003	2,058,003	0
目 02雑入	2,058,003	2,058,003	0
87保険料負担金	2,025,658	2,025,658	0
非常勤職員	2,025,658	2,025,658	0
90雑収	32,345	32,345	0
計	2,058,003	2,058,003	0

執 行 状 況 調

(令和 6年度)
(令和 7年 2月28日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

保管現金有高調

(令和6年度)

(令和7年2月28日現在)

現金保管者	区 分	金額(円)
女性相談支援センター 次長	母子加算の支給に係る継続的資金前渡	71,371
	移送費等の支給に係る継続的資金前渡	
	有料道路及び駐車場の使用に係る継続的資金前渡	
	ガソリンの購入に係る継続的資金前渡	

預 金 調

(令和6年度)
(令和7年2月28日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘 要
静岡銀行登呂支店	無利息型 普通預金	0588838	女性相談センター 資金前渡者 所長 塩川尚子	66,000	継続的資金前渡 に係る入金等
静岡銀行登呂支店	無利息型 普通預金	0588827	(自振口) 女性相談セ ンター資金前渡者 所長 塩川尚子	0	電話料等払込
残 高 合 計				66,000	

郵 券 等 受 払 調

(令和6年度)
(令和7年2月28日現在)
(単位：枚)

区 分	種 類	令和5年度						令和6年度						摘 要	
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出			
		枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額		
タクシーチケット	静岡市タク シー事業協 同組合	22		0		4		18		0		1		14	ケース対応 緊急出張用
						0						3			
						0						0			
計		22		0		4		18		0		4		14	

(注) 1 本表は、本庁所管課・出先機関等において、郵券、収入印紙、納税証紙、有料道路回数券等、タクシーチケット、その他これらに類するものを
保管している場合に記載する。また、出先機関においては、本所、支所、分庁舎等ごとに調製する。

2 廃棄または用度課に返納した場合は、払出欄を3段書きとし、上段に使用分、中段に廃棄分、下段に返納分を記載する。

3 「摘要」欄には、郵券等の用途を記載する。

余
白

歳出予算執行状況調

(令和 5年度)
(令和 6年 5月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	623,719	623,719	0	
項 01 経営管理費	623,719	623,719	0	
目 01 一般総務費	623,719	623,719	0	
04 共済費	623,719	623,719	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	623,719	623,719	0	
款 07 健康福祉費	48,985,602	48,985,602	0	
項 01 健康福祉費	895,335	895,335	0	
目 02 健康福祉企画費	895,335	895,335	0	
08 旅費	5,010	5,010	0	
02 普通旅費	5,010	5,010	0	
10 需用費	445,997	445,997	0	
01 その他の需用費	445,997	445,997	0	
11 役務費	353,951	353,951	0	
13 使用料及び賃借料	90,377	90,377	0	
項 03 こども未来費	47,944,433	47,944,433	0	
目 01 こども未来費	47,944,433	47,944,433	0	
01 報酬	21,851,826	21,851,826	0	
03 非常勤職員報酬	21,851,826	21,851,826	0	
03 職員手当等	4,118,723	4,118,723	0	
01 その他の職員手当等	4,118,723	4,118,723	0	
04 共済費	4,867,890	4,867,890	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	1,213,729	1,213,729	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	3,654,161	3,654,161	0	
07 報償費	115,500	115,500	0	
01 その他の報償費	115,500	115,500	0	
08 旅費	1,666,661	1,666,661	0	
01 その他の旅費	1,355,145	1,355,145	0	
02 普通旅費	311,516	311,516	0	

様式第 1 0 号

一般会計 (令和 5年度)
(令和 6年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
10 需用費	円 1,980,674	円 1,980,674	円 0	
01 その他の需用費	1,980,674	1,980,674	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	392,248	392,248	0	
12 委託料	9,404,340	9,404,340	0	
13 使用料及び賃借料	231,621	231,621	0	
17 備品購入費	138,941	138,941	0	
18 負担金、補助及び交付金	49,500	49,500	0	
19 扶助費	3,092,309	3,092,309	0	
26 公課費	34,200	34,200	0	
項 04 障害者支援費	145,834	145,834	0	
目 01 障害者支援費	145,834	145,834	0	
13 使用料及び賃借料	145,834	145,834	0	
計	49,609,321	49,609,321	0	

歳出予算執行状況調

(令和 6年度)
(令和 7年 2月28日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	3,338,719	3,012,971	325,748	
項 01 経営管理費	3,338,719	3,012,971	325,748	
目 01 一般総務費	3,248,689	2,922,941	325,748	
01 報酬	1,766,000	1,547,543	218,457	
03 非常勤職員報酬	1,766,000	1,547,543	218,457	
03 職員手当等	679,997	679,997	0	
01 その他の職員手当等	679,997	679,997	0	
04 共済費	683,692	596,401	87,291	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	149,000	139,504	9,496	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	534,692	456,897	77,795	
08 旅費	119,000	99,000	20,000	
01 その他の旅費	119,000	99,000	20,000	
目 03 行政経営費	90,030	90,030	0	
08 旅費	90,030	90,030	0	
02 普通旅費	90,030	90,030	0	
款 07 健康福祉費	67,780,402	52,431,591	15,348,811	
項 01 健康福祉費	5,421,000	4,199,665	1,221,335	
目 01 健康福祉総務費	4,523,000	3,543,407	979,593	
01 報酬	2,796,000	1,874,306	921,694	
03 非常勤職員報酬	2,796,000	1,874,306	921,694	
03 職員手当等	1,572,000	1,570,155	1,845	
01 その他の職員手当等	1,572,000	1,570,155	1,845	
04 共済費	155,000	98,946	56,054	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	135,000	98,946	36,054	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	20,000	0	20,000	
目 02 健康福祉企画費	898,000	656,258	241,742	
08 旅費	6,000	5,300	700	
02 普通旅費	6,000	5,300	700	

様式第 10 号

一般会計		(令和 6年度) (令和 7年 2月28日現在)			
区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要	
10 需用費	円 450,000	円 245,379	円 204,621		
01 その他の需用費	450,000	245,379	204,621		
11 役務費	318,000	292,363	25,637		
13 使用料及び賃借料	96,000	85,216	10,784		
18 負担金、補助及び交付金	28,000	28,000	0		
項 03 こども未来費	62,199,402	48,110,932	14,088,470		
目 01 こども未来費	62,199,402	48,110,932	14,088,470		
01 報酬	24,944,000	20,319,326	4,624,674		
03 非常勤職員報酬	24,944,000	20,319,326	4,624,674		
03 職員手当等	8,389,000	8,241,939	147,061		
01 その他の職員手当等	8,389,000	8,241,939	147,061		
04 共済費	7,262,000	5,045,126	2,216,874		
01 地方公務員共済組合に対する負担金	1,458,000	1,414,301	43,699		
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	5,804,000	3,630,825	2,173,175		
07 報償費	299,000	94,400	204,600		
01 その他の報償費	299,000	94,400	204,600		
08 旅費	1,996,000	1,467,065	528,935		
01 その他の旅費	1,582,000	1,183,953	398,047		
02 普通旅費	414,000	283,112	130,888		
10 需用費	2,445,402	1,107,689	1,337,713		
01 その他の需用費	2,441,402	1,107,689	1,333,713		
02 食糧費	4,000	0	4,000		
11 役務費	626,000	443,696	182,304		
12 委託料	10,986,000	8,511,620	2,474,380		
13 使用料及び賃借料	374,000	202,612	171,388		
17 備品購入費	0	0	0		
18 負担金、補助及び交付金	102,000	51,000	51,000		
19 扶助費	4,741,000	2,603,659	2,137,341		

一般会計		(令和 6年度) (令和 7年 2月28日現在)		
区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
26 公課費	円 35,000	円 22,800	円 12,200	
項 04 障害者支援費	160,000	120,994	39,006	
目 01 障害者支援費	160,000	120,994	39,006	
13 使用料及び賃借料	160,000	120,994	39,006	
計	71,119,121	55,444,562	15,674,559	

余
白

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和 5 年度)

(令和6年5月31日 現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
					うち前年度からの繰越額分	
(12)	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	9,404,340	0
委託料						
計					9,404,340	0
(14)						
工事請負費						
計					0	0
(16)						
公有財産購入費						
計					0	0
(17)	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	138,941	0
備品購入費						
計					138,941	0
(18)	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	49,500	0
負担金、補助金及び交付金						
計					49,500	0
(21)						
補償、補填及び賠償金						
計					0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和 6 年度)

(令和7年2月28日 現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
					うち前年度からの繰越額分	
(12)	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	8,511,620	0
委託料						
計					8,511,620	0
(14)						
工事請負費						
計					0	0
(16)						
公有財産購入費						
計					0	0
(17)						
備品購入費						
計					0	0
(18)	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	51,000	0
負担金、補助金及び交付金	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	28,000	0
計					79,000	0
(21)						
補償、補填及び賠償金						
計					0	0

委託料に関する調

(令和5年度)

整理 番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約 方法 形態	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 245,980	245,980		245,980	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	R5. 10. 31 R6. 1. 31 R6. 4. 8 小計	91,850 106,950 -1,100 197,700	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
2	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 542,220	542,220	236,770 425,880	542,220 778,990 1,204,870	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	R5. 10. 31 R6. 1. 31 R6. 4. 23 小計	342,680 123,490 488,860 955,030	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
3	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 180,740	180,740		180,740	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	小計	0	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
4	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 90,370	90,370		90,370	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	小計	0	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
5	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 90,370	90,370		90,370	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	小計	0	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
6	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 90,370	90,370		90,370	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	小計	0	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
7	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 180,740	180,740	337,210 338,500 858,130	180,740 517,950 856,450 1,714,580	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	R5. 10. 31 R6. 4. 8 小計	1,379,840 -2,780 1,377,060	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
8	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 90,370	90,370		90,370	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	小計	0	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
9	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 542,220	542,220		542,220	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	R5. 7. 31 R5. 10. 31 R5. 10. 31 R6. 1. 31 R6. 4. 8 小計	126,280 1,200 219,240 50,100 -1,270 395,550	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
10	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 245,980	245,980		245,980	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	小計	0	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
11	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 180,740	180,740		180,740	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	小計	0	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
12	女相一時保 護所給食業 務	□□□□	6,484,408	6,479,000		6,479,000	随契	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	R5. 5. 31 R5. 6. 30 R5. 7. 31 R5. 8. 31 R5. 9. 29 R5. 10. 31 R5. 11. 30 R5. 12. 27 R6. 1. 31 R6. 2. 29 R6. 3. 29 R6. 4. 26 小計	539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,924 6,479,000	女性相談セン ター一時保護所 の給食業務	随契2号(不適)
	頁計									9,404,340		
	総計	12件								9,404,340		

注1：厚生労働省基準等による。

委託料に関する調

(令和6年度)

(令和7年2月28日現在)

整理 番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約 方法 形態	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 183,820	183,820	139,390 483,430 500,920	183,820 323,210 806,640 1,307,560	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.10.31 R7.1.31 小計	303,480 860,960 1,164,440	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
2	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 551,460	551,460	263,780	551,460 815,240	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.7.31 R6.10.31 小計	36,100 710,590 746,690	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
3	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 183,820	183,820	245,720 251,440 154,100	183,820 429,540 680,980 835,080	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.7.31 R6.12.2 小計	415,150 302,120 717,270	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
4	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 91,910	91,910		91,910	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31			DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
5	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 91,910	91,910		91,910	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31			DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
6	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 91,910	91,910		91,910	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.1.31 小計	67,120 67,120	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
7	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 377,160	377,160		377,160	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.7.31 R6.10.31 R7.1.31 小計	58,730 67,120 92,540 218,390	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
8	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 91,910	91,910		91,910	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31			DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
9	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 551,460	551,460		551,460	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.10.31 小計	198,550 198,550	DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
10	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 183,820	183,820	396,570 298,110	183,820 580,390 878,500	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31			DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
11	一時保護委 託事業	□□□□	(概算) 183,820	183,820		183,820	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31			DV被害者等及び 要保護女子等の 一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
12	女相一時保 護所給食業 務	□□□□	6,485,692	6,479,000		6,479,000	随 契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.31 R6.6.28 R6.7.31 R6.8.30 R6.9.30 R6.10.31 R6.11.29 R6.12.26 R7.1.31 R7.2.28 小計	539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 5,399,160	女性相談支援セ ンター一時保護 所の給食業務	随契2号(不適)
	頁計									8,511,620		
	総計	12件								8,511,620		

注1：厚生労働省基準等による。

様式第13号

負担金支出調

(令和5年度)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担 金額 (円)	支出年月日
1	全国婦人保護施設長等研究協議会に係る参加費	全国婦人保護施設等連絡協議会	協議会規約	全国婦人保護施設等連絡協議会	10,000	R5. 6. 30
2	静岡県電話相談機関連絡協議会会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	会則	静岡県電話相談機関連絡協議会	3,000	R5. 7. 31
3	全国婦人保護施設等連絡協議会年会費	全国婦人保護施設等連絡協議会	協議会規約	全国婦人保護施設等連絡協議会	20,000	R5. 8. 24
4	全国婦人相談員連絡協議会年会費	全国婦人相談員連絡協議会	協議会規約	全国婦人相談員連絡協議会	15,000	R5. 11. 8
5	全国婦人相談所心理判定員協議会会費	全国婦人相談所心理判定員協議会	協議会規約	全国婦人相談所心理判定員協議会	1,500	R6. 2. 22
計		5件			49,500	

(令和6年度)

(令和7年2月28日現在)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担 金額 (円)	支出年月日
1	静岡県電話相談機関連絡協議会会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	会則	静岡県電話相談機関連絡協議会	3,000	R6. 7. 31
2	全国女性自立支援施設長等研究協議会に係る参加費	全国女性自立支援施設等連絡協議会	協議会規約	全国女性自立支援施設等連絡協議会	10,000	R6. 7. 31
3	全国女性自立施設等連絡協議会年会費	全国女性自立支援施設等連絡協議会	協議会規約	全国女性自立支援施設等連絡協議会	20,000	R6. 8. 29
4	全国女性相談支援員連絡協議会年会費	全国女性相談支援員連絡協議会	協議会規約	全国女性相談支援員連絡協議会	15,000	R6. 11. 19
5	静岡大学社会人リカレントセミナーに係る参加費	国立大学法人 静岡大学	参加案内	静岡大学社会人リカレントセミナー	3,000	R7. 1. 31
6	会計年度任用職員の人間ドック受診に係る支出	地方職員共済組合 静岡県支部長	支部長通知	会計年度任用職員の人間ドック受診	28,000	R7. 2. 28
計		6件			79,000	

様式第22号

公有財産調

(令和5年度)

区分	令和5年3月31日 現在		増		減		令和6年3月31日 現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
行政財産		千円 0	—	—	—	—		千円 0	
土地	0㎡	0	—	—	—	—	0㎡	0	
建物	0㎡ 0㎡	0	—	—	—	—	0㎡ 0㎡	0	
工作物	1個	0	—	—	—	—	1個	0	庁舎別館3階監視カメラ
公有財産に準ずるもの		573	—	—	—	—		573	
電話加入権	11本	573	—	—	—	—	11本	573	

(令和6年度)

(令和7年2月28日現在)

区分	令和6年3月31日 現在		増		減		令和7年2月28日 現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
行政財産		千円 0	—	—	—	—		千円 0	
土地	0㎡	0	—	—	—	—	0㎡	0	
建物	0㎡ 0㎡	0	—	—	—	—	0㎡ 0㎡	0	
工作物	1個	0	—	—	—	—	1個	0	庁舎別館3階監視カメラ
公有財産に準ずるもの		573	—	—	—	—		573	
電話加入権	11本	573	—	—	—	—	11本	573	

様式第26号

借地借家等調

(令和7年2月28日現在)

整理 番号	区 分	種 別	所在地	地 目		数量又 は面積	借 料		契 約 期 間	所有者又 は契約者 氏名	用 途
				台 帳	現 況		単 価	年 額			
1	建物	事 務 所 建	□□		□□	m ² 698.12	0	0	R 6.4.1 ～ R 9.3.31	こども 家庭課	一時 保護所
2	土地	総 合 庁 舎敷地	静岡市 駿河区 有明町		駐車場	m ² 12.25	0	0	R4.4.1 ～ R7.3.31	静岡財務 事務所	公用車 駐車場

余
白

備品・図書調

(令和 5年度)

所属 0000104236 健康福祉部 女性相談センター

区 分	令和 5年 3月31日 現在	増		減		令和 6年 3月31日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-03 いす類	23	(0) 0	0	(0) 0	0	23
01-04 収納保管庫類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	5	(0) 3	24,750	(0) 0	0	8
01-13 厨房器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	11	(0) 1	114,191	(0) 0	0	12
03-03 視覚用再生等機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-02 衛生検査用機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
08-01 車両類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
09-01 標本美術品	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
計	58	(0) 4	138,941	(0) 0	0	62

備品・図書調

(令和 6年度)

所属 0000104236 健康福祉部 女性相談支援センター

区 分	令和 6年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 2月28日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-03 いす類	23	(0) 0	0	(0) 0	0	23
01-04 収納保管庫類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	8	(0) 0	0	(3) 3	0	5
01-13 厨房器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	12	(2) 2	0	(0) 0	0	14
03-03 視覚用再生等機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-02 衛生検査用機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
08-01 車両類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
09-01 標本美術品	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
計	62	(2) 2	0	(3) 3	0	61

様式第33号

公務中の事故等に関する調

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故

損傷年月日	品 名	修繕額	事故概要
令和6年4月17日	公用車（普通乗用車）	61,402円	3（2）のとおり

2 公務災害（通勤災害を含む。）

なし

3 公務中における交通事故

(1) 発生状況

区 分	件 数	事故の内訳		
		加害事故 （過失割合 50%超）	被害事故 （過失割合 50%以下）	その他 （過失割合が不 明なもの等）
令和4年度	1	1	0	0
令和5年度	0	0	0	0
令和6年度	0	1	0	0
令和7年度	0	0	0	0

(2) 監査対象期間中の事故

事 故 発 生 日 時	令和6年4月17日（水）午後0時03分頃
事 故 発 生 場 所	静岡県静岡市葵区松富4丁目8-41（住宅前のガードレール）
事 故 当 事 者	甲：当所女性職員（29歳）公用車 乙：（自損事故）ガードレールの所管：静岡市（担当課：葵南道路整備課）
発 生 区 分	公務中 通勤途上
事 故 概 要 及 び 措 置 状 況 （ 過 失 割 合 ）	甲が公用車で出張先に向かう際、通称安倍街道を北進中、事故発生場所において、前方不注意のため車両左側のガードレールに接触した。 人的被害 甲：なし 物的被害 甲：左前輪タイヤカバー損傷、左フロントバンパー擦り傷・へこみ、左側前部ドア擦り傷・へこみ、フロントバンパー右側擦り傷 乙：ガードレール損傷（塗料のはがれ、反射板のキズ等） (過失100%)
職 員 に 対 す る 処 分 等 の 状 況	本件は、甲の故意又は重大な過失によらない事故のため、処分は行わない。
所 属 に お け る 事 後 対 応 の 状 況	所内会議において、公用車の運転には十分留意するよう、安全運転の徹底と事故防止について改めて注意喚起を図った。

4 その他

無し

前回の監査結果等改善状況調

1 定期監査

前回監査 令和6年6月3日

前回監査対象期間 令和5年2月1日～令和6年1月31日

区 分	改 善 状 況
1 指 摘 該当なし	
2 注 意 該当なし	
3 意 見 該当なし	
4 指 導 該当なし	

2 随時監査

該当なし

3 臨時監査

該当なし